

大阪市こどもの貧困対策推進計画(第2期)案について

実態調査から見た主な課題について

①家計と収入に関すること

- ・前回の実態調査と比較して、等価可処分所得の中央値は上昇しているが、相対的貧困率については、国において改善傾向であるところ、本市は横ばいの状況。特に、母子世帯の困窮度Ⅰ群は、他の世帯構成と比べ突出して多く存在している。
- ・困窮度が高くなるにつれ、「おこづかいや新しい服や靴を与えられなかった」など、こどもにしてあげることができなかった経験が多くなっている。前回調査と比較すると改善が見られるが、いまだこどもに十分に回っていない。

②ひとり親世帯等に関すること

- ・養育費は、前回調査と比較して全体的に受領率は増加しているが、困窮度が高くなるにつれ、受領率は低くなっていることから、困窮度の高い世帯においても養育費を確保できるように支援する必要がある。
- ・若年で親になった世帯は、出産・育児によって学業を中断せざるを得なかった母親への教育支援や就労支援とともに、必要な支援につなげることができる相談支援体制の強化が必要。

③学習習慣・生活習慣に関すること

- ・「授業以外の勉強時間」や「読書時間」は、困窮度が高くなるにつれ、「まったくしない」と回答した割合が高くなっており、「学習理解度」についても、困窮度が高くなるにつれ、「よくわかる」と回答した割合が低い傾向にある。
- ・将来希望する進路については、困窮度が高くなるにつれ大学(短期大学含む)を選択している割合が、親、こども本人ともに低くなっている。

④つながりに関すること

- ・困窮度が高くなるにつれ、塾や習い事、学校(クラブ活動)の割合が低くなっている。友人との関係性が薄れることは、孤立や孤独へ向かう懸念も生じる。
- ・地域資源であるこども食堂などの食事提供の居場所において、利用していない理由としては、行きたいと思わないからといった理由やどこにあるか知らないからが多い。また、「利用したことがない(あれば利用したい)」という回答も一定数見られた。

⑤必要な支援の利用に関すること

- ・就学援助や児童扶養手当等の社会保障制度に関しては、困窮度Ⅰ・Ⅱ群においても、「対象外と思う」という理由で利用していない世帯が見受けられる。
- ・こども・若者や子育て当事者に支援を届けるにあたっては、そもそも支援が必要な状況であることが自覚できていない、相談先や利用できる資源の情報を知らない、知っていたとしても手続きが複雑で難しいといった課題がある。

基本理念

こどもの貧困の背景には、様々な社会的要因があることを社会全体で広く共有し、貧困により、こどもや若者がその権利利益を害され及び社会から孤立することがないよう、現在の貧困を解消するとともに将来の貧困を防ぐため、必要な支援が切れ目なく行われることで、一人一人の豊かな人生を実現できる社会を、大阪のまちの力を結集して実現します。

重視する視点

1 こども・若者が幸せな状態で成長するための支援の推進

貧困と格差の解消を図り、すべてのこども・若者が幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるよう取り組む

3 社会全体で取組を推進

こどもの貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切ることは、活力ある社会の創造につながることから、社会全体でこどもの貧困対策に取り組む

2 切れ目のない支援の推進

貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、施策を推進

4 アクセシビリティの充実

こども・若者や子育て当事者に必要な情報や支援が届くよう、情報発信や広報を改善・強化するとともに、手続き等の簡素化を通じた利便性の向上に取り組む

施策体系

- ・基本理念の実現に向け、4つの施策に沿って事業・取組を推進
- ・4つの施策は互いに連携し相乗効果が生みだされるように取り組む

施策1 学びの支援の充実

家庭の経済状況が理由で学校生活が制約されたり進路が狭まったりすることなく、すべてのこどもが、夢や希望を持ち、挑戦できるよう、将来の貧困の予防や、教育の機会均等を保障する観点から、こどもが安心して多様な体験や遊びができる機会や、学習する機会を確保できるよう取り組むとともに、適切な進路選択ができるよう取り組みます。

- | | |
|-------------------------------|------------------------------|
| (1) 幼児教育・保育の無償化と質の向上を図ります | (2) 一人一人の状況に応じた学力向上の取組を推進します |
| (3) 学びを保障し、望む進路の選択ができるよう支援します | (4) 多様な体験や学習の機会を提供します |

施策2 家庭生活の支援の充実

こどもの育ちには保護者・養育者の育ちも必要です。子育てと家庭教育の双方の観点で、こどもとともに育つ保護者・養育者への支援・応援をきめ細かに行之、そのウェルビーイングと成長を全ての人で支えることが重要です。

また、子育て当事者が、身近な場所でサポートを受けながらこどもを育てることができ、どのような状況でもこどもが健やかに育つという安心感を持つことができるような支援が必要です。

そのため、家庭の経済状況やこども・若者を取り巻く家庭環境にかかわらず、こども・若者一人一人が健やかに成長できる養育や教育環境が整えられるよう取り組みます。

- | | |
|------------------------------|---------------------------------|
| (1) 子育て家庭における養育や教育を支援します | (2) こども・若者や子育て当事者の健康を守る取組を推進します |
| (3) ひとり親家庭等、特に支援が必要な家庭を支援します | |

施策3 生活基盤の確立支援の充実

経済的困窮は、こどもの貧困問題の根幹にある課題であり、現在の貧困を解消するとともに将来の貧困を防ぐため、経済的に厳しい状況が見られるひとり親世帯など個々の世帯の状況に応じた生活基盤の安定を図るための支援が必要です。

そのため、就業支援や仕事と子育ての両立支援、各種サービスの自己負担の軽減を含む経済的支援の充実に取り組むとともに、各種支援制度を必要とするこども・若者や子育て当事者に、より効果的・確実に届くように取り組みます。

(1) 就業を支援します

(3) 仕事と子育ての両立を支援します

(2) 施設退所者等の自立を支援します

(4) 経済的な負担の軽減を図ります

施策4 つながり・見守りの仕組みの充実

社会構造の変化に伴い、人と人とのつながりや地域コミュニティが希薄化し、周囲との交流がなく、社会的に孤立する傾向はこども・若者や子育て当事者にも広がっています。社会的に孤立すると、必要な支援を届けることが難しくなることから、貧困が連鎖する要因ともなります。

そのため、学校園や地域、保健、医療、福祉、就労など関係機関との連携により、困難な状況にあるこどもを早期に把握し、当事者に寄り添いつつ、プッシュ型・アウトリーチ型の支援を届けるとともに、こども・若者や子育て当事者が地域で孤立することなく、安心して暮らすことができるよう取り組みます。また、地域において、こども・若者や子育て当事者を支援するため、様々な活動主体が取組を行っており、さらなる活性化が図られるよう取り組みます。

(1) こども・若者や子育て当事者のつながりを支援します

(2) 社会全体でこども・若者や子育て当事者を支援する取組を推進します

目標の設定

基本理念の実現に向け、家庭の経済状況によりこどもの生活が制約されることなく夢や希望を持ち挑戦できているか、支援を必要としている人に必要な支援が届いているかといった観点から数値目標を設定

めざす姿	実態調査等のアンケート項目	現状値(R5)	目標値(R10)
「こども食堂などへの参加を希望しているこどもが、参加できている状態」	こども食堂などの利用状況(利用したことがある割合) (困窮度Ⅰ～Ⅲ)※1	《小5・中2のいる世帯》 困窮度Ⅰ 13.2% 困窮度Ⅱ 10.8% 困窮度Ⅲ 11.6%	《小5・中2のいる世帯》 困窮度Ⅰ 30.4% 困窮度Ⅱ 28.4% 困窮度Ⅲ 28.7%

地域の方々などが自主的・自発的に運営をされている低額もしくは無料で食事提供などを行うこども食堂などのこどもの居場所は、こどもたちが、学校でも家庭でもない居場所を通して地域の大人と関わることで、安心感やつながりが得られ、社会性・自主性を身につけることができる場として、重要な地域資源のひとつとなっています。
本市におけるこども食堂などの利用率は、全国と比べると高い傾向にあり、困窮度Ⅰ群の13.2%のこどもが「利用したことがある」と回答している一方、17.2%が「利用したことがない(あれば利用したい)」と回答していました。

めざす姿	実態調査等のアンケート項目	現状値(R5)	目標値(R10)
「経済的な状況にかかわらず、学習塾や習い事に行きたいと思う人が行ける状態」 ・学習塾とは、学習塾・進学塾、家庭教師、通信制の家庭学習教材など ・習い事は、英会話・そろばん・絵画・音楽・習字・スポーツなど	学習塾や習い事の利用状況(学習塾等、習い事をしていない割合) (困窮度Ⅰ～Ⅲ)※1	《小5・中2のいる世帯》 困窮度Ⅰ 31.4% 困窮度Ⅱ 25.1% 困窮度Ⅲ 22.0% (参考) ・中央値以上 11.8% ・小中計のうち、学習塾等、習い事をしていない割合18.7%	《小5・中2のいる世帯》 困窮度Ⅰ～Ⅲ それぞれ、18.7%

学習塾や習い事は、現在では多くのこどもが利用し、学校の授業以外の学びや好きなことを見つけるきっかけづくりの場にもなっています。
また、実態調査の結果から、学習塾や習い事に行く経験の差が、「自分に自信がある」や「将来の夢や目標を持っている」などの自己肯定感や自己有用感等にも影響を与えていることが考えられ、結果として将来の進路の選択肢が広がることが期待できます。

めざす姿	実態調査等のアンケート項目	現状値(R5)	目標値(R10)
「こどもにとって不利益が生じることがないよう、養育費の履行が確保できている状態」	母子家庭における養育費の受領率※2	取り決めの有無にかかわらず 養育費の受領率(母子家庭) 26.8%	36.3%
		取り決めがある場合の 養育費の受領率(母子家庭) 57.4%	66.4%

養育費は、こどもが経済的・社会的に自立するまでに要する費用であり、食費や教育費、医療費などがこれに当たります。こどもに対する養育費の支払義務(扶養義務)は、父母の生活に余力がなくても自分と同じ水準の生活を保障する必要があります。こどものためのものであり、こどもにとって不利益が生じることのないよう、養育費確保の取組を進めることが重要です。

めざす姿	実態調査等のアンケート項目	現状値(R5)	目標値(R10)
「就学援助制度の対象であるにもかかわらず利用できていない状態の改善」	就学援助を利用しなかった理由(利用したいが制度を知らなかった・利用しにくいと回答した割合) (困窮度Ⅰ～Ⅱ)※1	《小5・中2のいる世帯》 困窮度Ⅰ 12.9% 困窮度Ⅱ 7.0%	《小5・中2のいる世帯》 困窮度Ⅰ 8.8% 困窮度Ⅱ 6.1%

就学援助制度は、経済的な理由により、就学が困難な児童生徒の就学を確保し、教育の機会均等を保障するための社会保障制度として重要です。しかしながら、困窮度別に見た就学援助の受給状況は、困窮度Ⅰ群で23.8%、Ⅱ群で37.6%が「利用したことがない」という状況で、利用しなかった理由としては「制度の対象外だと思うから」の割合が最も多く、「制度を知らなかった」の割合も一定数見受けられました。

※1 子どもの生活に関する実態調査 ※2 ひとり親家庭等実態調査

指標の設定

こども・若者や子育て当事者の置かれた状況等を毎年度把握するため、28の指標を設定

		現状値	
妊娠期・乳幼児期	妊娠11週以内の妊娠届出率	96.0%(R5)	
	就学前教育カリキュラムでの「知・徳・体」の育ちについてのアンケートにおいて、肯定的に回答する市立幼稚園・保育所の教職員・保育者の割合	92.3%(R5)	
小学生	「自分にはよいところがあると思いますか」に対して肯定的に回答する児童の割合	84.1%(R6)	※3
	普段、学校の授業以外でまったく勉強しない児童の割合	13.7%(R6)	※3
	不登校の割合	1.97%(R5)	※4
	朝食を毎日食べている児童の割合	80.9%(R6)	※3
	★ スクールソーシャルワーカーが継続支援している児童数	6,015人(R5)	
	★ スクールカウンセラーに相談を行った児童数(延べ人数)	8,725人(R5)	※7
中学生	「自分にはよいところがあると思いますか」に対して肯定的に回答する生徒の割合	82.2%(R6)	※3
	「将来の夢や目標を持っていますか」に対して肯定的に回答する生徒の割合	63.1%(R6)	※3
	普段、学校の授業以外でまったく勉強しない生徒の割合	10.7%(R6)	※3
	不登校の割合	9.61%(R5)	※4
	朝食を毎日食べている生徒の割合	75.0%(R6)	※3
	生活保護世帯に属するこどもの高等学校等進学率	95.21%(R5)	※5
	生活保護世帯に属するこどもの就職率	0.84%(R5)	※5
	児童養護施設のこどもの高等学校等進学率	97.96%(R5)	※6
	★ スクールソーシャルワーカーが継続支援している生徒数	3,616人(R5)	
	★ スクールカウンセラーに相談を行った生徒数(延べ人数)	8,486人(R5)	※7

		現状値	
高校生以上	生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率	49.17%(R5)	※5
	生活保護世帯に属するこどもの就職率(高等学校等卒業後)	36.27%(R5)	※5
	生活保護世帯に属するこどもの高等学校等中退率	3.97%(R5)	※5
	児童養護施設のこどもの大学等進学率	20.45%(R5)	※6
	児童養護施設のこどもの就職率(高等学校卒業後)	65.91%(R5)	※6
ひとり親	★ 社会的養護経験者に対する継続支援計画の作成率、件数	100%、98件(R5)	
	ひとり親家庭等就業・自立支援センターで求職登録した方及び生活保護受給者等就労自立促進事業で支援した方の就職率	50.7%(R5)	
社会全体	★ 児童扶養手当受給者における養育費を受領している方の割合	14.8%(R5)	
	こどもの貧困問題について関心がある市民の割合	33.0%(R5)	※8
	大阪市こどもサポートネットで支援につないだ割合	95.4%(R5)	

★ 新たに追加した指標

※3 全国学力・学習状況調査

※4 生活指導に関する調査(大阪市調査)

※5 令和6年4月1日現在厚生労働省社会・援護局保護課調べ 大阪市報告分

※6 令和6年5月1日現在雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ 大阪市報告分

※7 「令和5年度スクールカウンセラー等活用事業」に係る実態調査(義務教育学校除く)

※8 民間インターネット調査

主な取組

施策体系の考え方に対応するこどもの貧困対策に資する事業数

令和7年度 187事業（うち、区の特色に応じて取り組む主な事業・・・54事業）

計画の推進にあたって

計画の推進体制

こどもの貧困対策は教育、福祉、子育て支援等の幅広い分野にわたる総合的な取組が必要であることから、市長のリーダーシップのもと、全庁的に連携・協力しつつ、一体となって、こどもの貧困の解消に向けて取り組みます。

関係機関との連携

計画の推進にあたっては、国の動向を的確に把握するとともに、大阪府や必要に応じて他の市町村とも連携しながら、本市の各施策に反映し、効率的かつ効果的に施策の推進を図ります。 また、こどもの貧困は、社会全体で課題を解決するという認識のもと、行政だけでなく地域や企業、民間団体等と連携・協働を図り、こどもの貧困に対する理解を促進し、ともに支援に取り組んでいきます。